

航行安全指導集録

東 京 湾
伊 勢 湾
(含、名古屋港)

瀬 戸 内 海
(含、関門海峡)

改訂 30 版

平成 22 年 10 月

海上保安庁

交通部安全課

海上保安庁は、海上交通安全法等の規定に基づき、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における船舶交通の安全を図るための施策を推進しており、また管区海上保安本部においては、より一層の安全を確保するため、海域の実態に応じた、きめ細かな航行安全指導を行っています。

このパンフレットは、上記海域並びに名古屋港及び関門海峡において、第三～七管区海上保安本部が推進している航行安全指導の内容を集録したものです。

掲載上の都合から、指導文書の原文と一部異なる部分があります。

改訂30版について（更新内容）

- 東京国際空港D滑走路の供用開始に伴う内容変更
- 東京灯標廃止に伴う位置通報ライン（BNライン）の修正
- 海上交通情報図廃刊に伴う内容削除

本指導集録で使用する用語の定義

- 「 巨 大 船 」・・・長さ（全長）が 200 メートル以上の船舶
- 「 危 険 物 積 載 船 」・・・
- ・ 80 トン以上の火薬類を積載した総トン数 300 トン以上の船舶
 - ・ 引火性の高圧ガスをばら積した総トン数 1,000 トン以上の船舶
 - ・ 引火性液体類をばら積した総トン数 1,000 トン以上の船舶
 - ・ 200 トン以上の有機過酸化物を積載した総トン数 300 トン以上の船舶
- 「 物 件 え い 航 船 等 」・・・船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶
- 「 長 大 物 件 え い 航 船 等 」・・・船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶で、引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が 200 メートル以上のもの。
- 「 巨 大 船 等 」・・・「巨大船」、「準巨大船」、「危険物積載船」及び「物件えい航船等」をいう。
- 「 進 路 警 戒 船 等 」・・・進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶であって、海上保安庁告示による基準を満たしているもの。
- 「 航 路 通 報 」・・・海上交通安全法に基づく「巨大船等の航行に関する通報」をいい、巨大船、長大物件えい航船等及び大型の危険物積載船については航路入航日の前日正午までに、小型の危険物積載船については航路入航時刻の 3 時間前までに、それぞれ通報を行う。
- 「 位 置 通 報 」・・・船舶が海上交通センターのレーダー監視海域内を通航する場合、レーダー映像上で当該船舶を識別するため、あらかじめ設定された位置通報ラインを通過する際に行う通報
- 「 事 前 通 報 」・・・港則法で定められている通報をいい、対象船舶は航路等入航予定日の前日正午までに通報を行う。

浦賀水道航路及び中ノ瀬航路並びに付近海域

第三管区海上保安本部は、次の航行安全指導等を行っている。

1. 水先人の乗船

次に掲げる船舶は水先人を乗船させること。

- (1) 外国船舶
- (2) 運航経験及び入湾実績が十分でない船長が乗船する日本船舶

2. 進路警戒船等の配備

航路出航後も安全な航行が確認されるまで、進路警戒船等を配備すること。

3. 航路出入口付近海域における航法

- (1) 東京方面から川崎沖を南航する船舶は、川崎航路第二号灯標から東側に、1,000メートル以上離して航過すること。
- (2) 中ノ瀬西方海域に錨泊しようとする船舶は、東京湾中ノ瀬西方第三号、第二号、第一号の各灯標及び浦賀水道航路中央第六号灯浮標を結んだ線から1,000メートル以上離して錨泊すること。
- (3) 浦賀水道航路を出航する南航船は、航路出口付近において航路に入る船舶の進路を妨げるような大角度の変針等を行わないこと。
- (4) 劔埼沖を航過して浦賀水道航路に入航する船舶は、南航船と航路入口付近において交差しないよう湾口中央付近を航行すること。

4. 浦賀水道航路における船舶交通の安全確保

長さ160メートル以上の船舶は、午後4時から午後8時までの間、次の航行をしないこと。

- (1) 浦賀水道航路の西側海域から同航路を横断する航行
 - (2) 浦賀水道航路を横切って航路の西側海域にでる航行
- ただし、止むを得ない事由のため上記(1)及び(2)の航行をしようとするときは、次に掲げる事項を励行し、安全を確認した上で航行すること。
- 海上交通センターとの緊密な連絡による航路状況の把握
 - 海上交通ルール(特に海上交通安全法に基づく航法及び行先信号の表示)の忠実な遵守
 - 適切な見張りの実施
 - 安全な速力による航行
 - 進路警戒船及びえい船等の有効活用

5. 速力の制限

船舶は、航路外の湾内水域においても高速力で航行しないこと。

6. 通航時間の制限(海上交通安全法第23条に基づく指示)

- (1) 危険物積載船で総トン数50,000トン(積載している危険物が液化ガスである場合にあっては、総トン数25,000トン)以上の船舶は、日出1時間前から日没時までの間に浦賀水道航路に入ること。

ただし、積載している危険物が液化ガスである総トン数 25,000 トン以上の船舶は、進路警戒船及び消防設備船をそれぞれ（巨大船でない場合にあっては消防設備船のみ）配備するとともに、進路警戒船又は消防設備船に暗視双眼鏡等を搭載することにより、北航船は日没時から 05 時（日出時刻が 06 時以前の場合は日出 1 時間前）まで、南航船は 20 時から日出 1 時間前までの間においても航路に入ることができる。

(2) 長大物件えい航船等は、日出時から日没 1 時間前までの間に浦賀水道航路に入ること。

7. 航路外での待機指示発令時の待機場所

視界不良などにより航路外での待機指示が発令されている場合は、入湾時にあってはできる限り湾外で、また、出湾時にあってはできる限り通航船舶の少ない海域で待機すること。

8. 自動操舵装置の使用制限

東京湾内を航行する場合は、自動操舵装置を使用せず、手動操舵により航行すること。

9. 緊急用えい索の準備

海上交通安全法に定める危険物積載船は、船首及び船尾にそれぞれ緊急用えい索（FIRE WIRE）を即時使用可能な状態に準備すること。

10. 位置通報等（第 1 図参照）

長さ 50 メートル以上の船舶（船舶自動識別装置を搭載し、適切に運用している船舶を除く。）及び総トン数 100 トン以上であって最大搭載人員が 30 人以上の船舶は、東京湾に入出湾し、又は湾内を移動する場合、最初の位置通報ラインを通過した時に位置通報を東京湾海上交通センターに行うこと。

< 通 報 事 項 >

イ 船名及び呼出符号

ロ 現在位置又は通過した位置通報ラインの略称及び通過時刻（日本標準時 24 時制）

ハ 行き先

11. 東京湾海上交通センターとの連絡保持

(1) V H F 無線電話（CH16, 156.8MHz）を備える船舶は、東京湾海上交通センターから航行の安全に関する情報等が提供される場合があるため、航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域において、東京湾海上交通センターとの連絡を保持すること。

(2) 霧通報

浦賀水道の視程が 2,000 メートル以下になった場合、次の機関により随時放送しています。

第三管区海上保安本部 F3E 156.6MHz（CH12）日本語（必要に応じ英語）
（よこはまほあん）

12. 海図の備付け

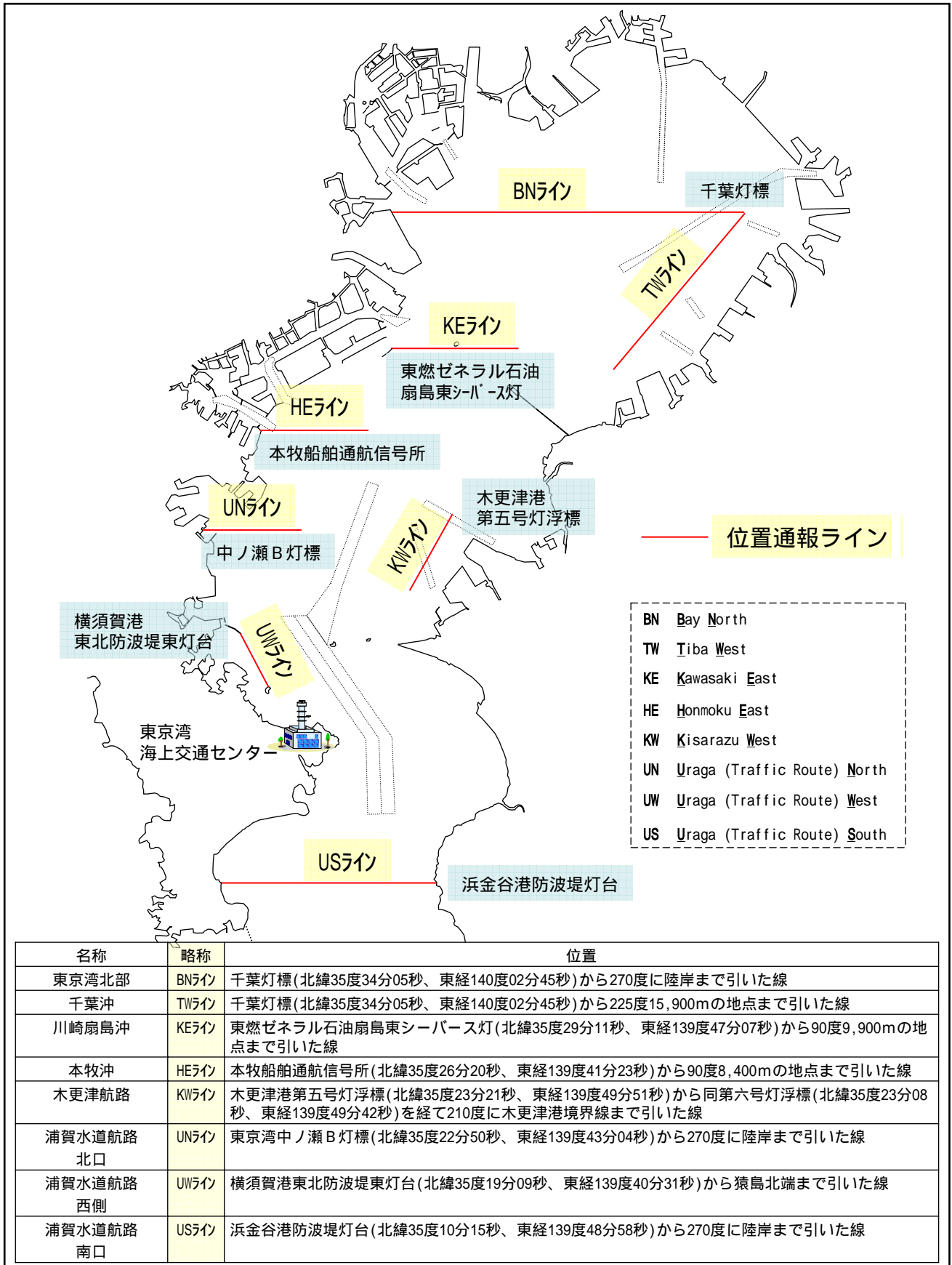
東京湾に入出する船舶は、少なくとも次の海図を備え、最新の港湾事情を事前に把握し

ておくこと。

海図の番号（海上保安庁刊行）

W90	東京湾
W1061	東京湾北部
W1062	東京湾中部
W1081	浦賀水道

第 1 図 位置 通 報 ラ イ ン



東京湾北部海域における航行方法等について

平成 22 年 8 月 1 日
東京航空局
第三管区海上保安本部

東京国際空港 D 滑走路の供用開始に伴い、航空機と船舶の安全を確保するため、平成 22 年 10 月 1 日から東京沖灯浮標、東京国際空港 D 滑走路周辺海域及び東京湾アクアライン付近海域における船舶の航行方法を次のとおりとする。

1 用語の定義

- (1) 「船舶最高点」：船舶上の構造物で最も高い部位
- (2) 「船舶高基準面」：航空法の規定により空港周辺に設定される「制限表面」のうち「進入表面（勾配 2.0%）」について、「飛行方式設定基準」に規定されている「障害物評価表面（OAS）（勾配 2.85%）」の考え方を採用した基準
基準面の勾配：2.85%
基準面の範囲：進入区域（進入表面を投影した区域）と同じ
- (3) アクアライン東水路：「海上交通安全法第 25 条第 2 項の規定に基づく経路の指定に関する告示」で定められた海域

2 東京沖灯浮標周辺海域

- (1) 東京沖灯浮標（北緯 35 度 32 分 30 秒、東経 139 度 51 分 24 秒）を中心とした半径 1,850 メートルの円内海域を航行する船舶は、同灯浮標を左舷に見て航行すること。
- (2) 船舶は、東京沖灯浮標を中心とする半径 1,850 メートルの円内には錨泊しないこと。

3 東京国際空港 D 滑走路周辺海域

- (1) 水面上の高さ（水面から船舶最高点までの高さ）が 28.4 メートル以上の船舶は、東京国際空港 D 滑走路に設定された船舶高基準面下海域で東京国際空港 D 滑走路東方灯標（北緯 35 度 32 分 41 秒、東経 139 度 49 分 51 秒）を A 点とし、B 点東京西航路第一号灯標（北緯 35 度 32 分 59 秒、東経 139 度 50 分 19 秒）、C 点（北緯 35 度 33 分 15 秒、東経 139 度 49 分 53 秒）、D 点（北緯 35 度 32 分 53 秒、東経 139 度 49 分 35 秒）を順次に結んだ線並びに A 点と D 点を結んだ線により囲まれた海域に侵入しないこと。
- (2) 水面上の高さが 28.4 メートル未満の船舶で上記 A・B・C・D 点を順次

に結んだ線並びに A 点と D 点を結んだ線により囲まれた海域を航行するときは、東京国際空港 D 滑走路東方灯標（北緯 35 度 32 分 41 秒、東経 139 度 49 分 51 秒）の北東側の海域を航行すること。

4 東京湾アクアライン付近海域

(1) 次に掲げる船舶は、東京湾アクアライン東水路を航行すること。

中ノ瀬航路を出航後、東京湾アクアライン線を横切って北の方向に航行しようとする総トン数 3,000 トン以上の船舶

中ノ瀬航路第八号灯標とアクアライン東水路南東端（北緯 35 度 27 分 14 秒、東経 139 度 51 分 31 秒）を結んだ線及び東京湾アクアライン線を順に横切って北の方向に航行しようとする総トン数 3,000 トン以上の船舶

以外で東京湾アクアライン線を横切って航行しようとする総トン数 10,000 トン以上の船舶(鶴見航路を航行せずに京浜港川崎区に入出港する船舶は除く。)

(2) 船舶は、東京湾アクアライン東水路には錨泊しないこと。

注) アクアライン東水路

別図のイロハニの各点を順次に結んだ線並びにイ点と二点を結んだ線により囲まれた海域（平成 22 年 7 月 1 日施行）

イ（水路南西端：北緯 35 度 28 分 40 秒 東経 139 度 49 分 21 秒）

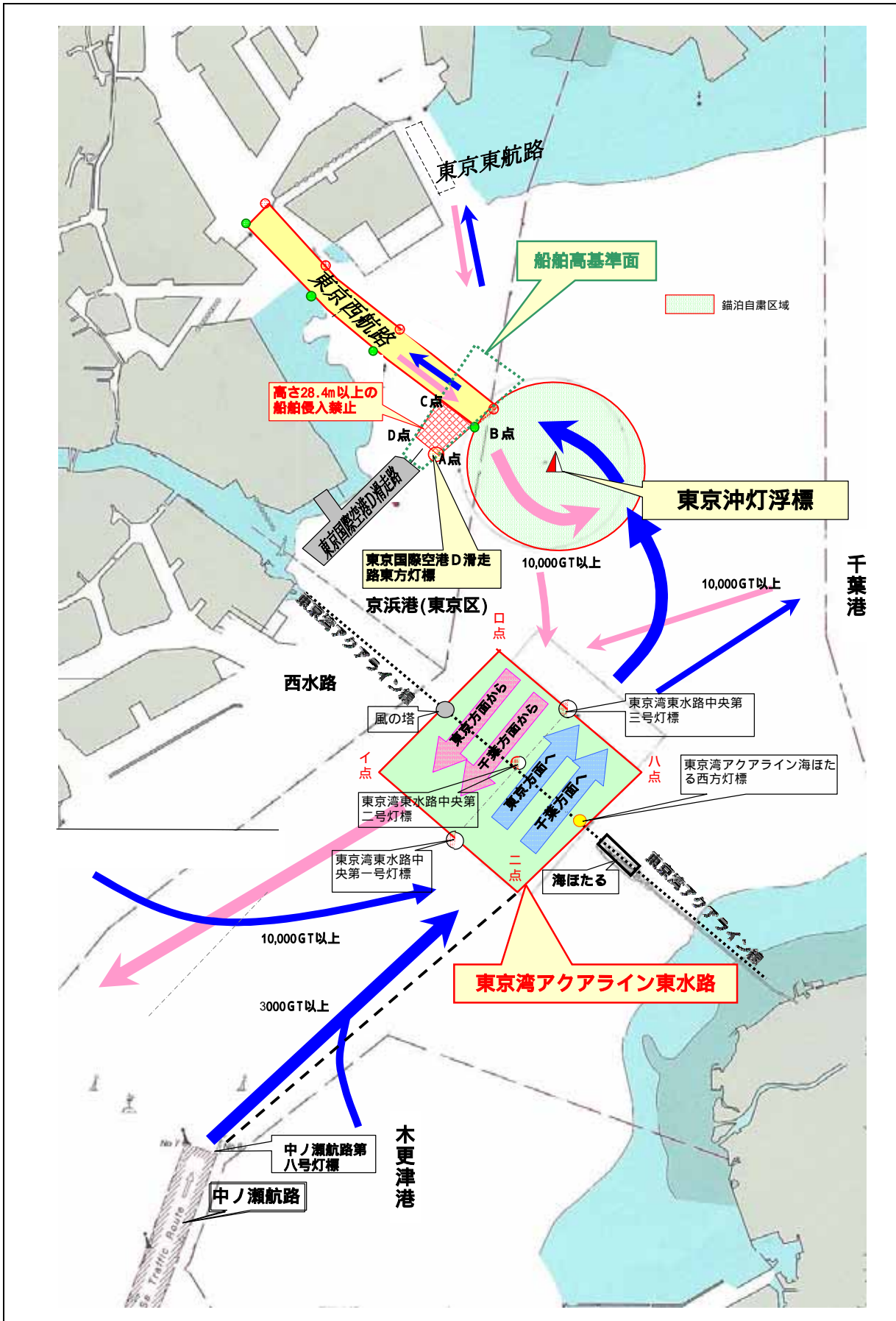
ロ（水路北西端：北緯 35 度 30 分 13 秒 東経 139 度 50 分 55 秒）

ハ（水路北東端：北緯 35 度 28 分 45 秒 東経 139 度 53 分 04 秒）

ニ（水路南東端：北緯 35 度 27 分 14 秒 東経 139 度 51 分 31 秒）

東京湾北部海域における航行経路図

別図



伊良湖水道航路及び付近海域

第四管区海上保安本部は、次の航行安全指導等を行っている。

1. 水先人の乗船

次に掲げる船舶は水先人を乗船させること。

- (1) 外国船舶
- (2) 全長 130 メートル以上の危険物積載船である日本船舶

2. 進路警戒船等の配備

航路出航後も安全な航行が確認されるまで、進路警戒船等を配備すること。

3. 通航時間の制限（海上交通安全法第 23 条に基づく指示）

危険物積載船で総トン数 50,000 トン（積載している危険物が液化ガスである場合には、総トン数 25,000 トン）以上の船舶は、日出 1 時間前から日没時までの間に航路に入航すること。

ただし、積載している危険物が液化ガスである総トン数 25,000 トン以上の船舶は、進路警戒船又は消防設備船に暗視双眼鏡等を搭載することにより、19 時（日没時刻が 19 時以降の場合は日没時）から 03 時までの間においても航路へ入航することができる。

4. 追越しの制限

航路内はもとより、航路出入口及び変針点付近では、できる限り他船を追越さないこと。

5. 航路通報及び変更通報

(1) 航路通報の際、次の事項も併せて通報すること。

イ 仕出港

ロ 航路航行中における水先人乗船の有無

(2) 航路通報を行った船舶は、航路入航予定時刻の 3 時間前から「7. 位置通報」の通報を行うまでの間に航路入航予定時刻を 5 分以上変更する場合、その都度変更通報を行うこと。

6. 管制状況の確認

(1) 航路を航行しようとする船舶は、伊良湖水道航路管制信号所の行う信号に十分注意して管制状況の確認に努めること。

(2) 全長 130 メートル以上の船舶は、前項信号所の行う信号を確認した場合を除き、VHF 無線電話等により伊勢湾海上交通センターに管制状況を確認すること。

7. 位置通報（第 2 図参照）

長さ 50 メートル以上の船舶及び長さ 100 メートル以上の物件えい航船等（船舶自動識別装置を搭載し、適切に運用している船舶を除く。）は、最初の位置通報ラインを通過した時に、位置通報を伊勢湾海上交通センターに行うこと。

引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端まで又は押し船の船尾から物件の先端までの距離が 100 メートル以上である、船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶

(通報事項

イ 船名

ロ 現在位置又は通過した位置通報ラインの略称及び通過時刻 (日本標準時 24 時制)

8 . 伊勢湾海上交通センターとの連絡保持

V H F 無線電話 (CH16 , 156.8MHz) を備える船舶は、伊勢湾海上交通センターから航行の安全に関する情報等が提供される場合があるため、航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域において、伊勢湾海上交通センターとの連絡を保持すること。

また、CH16 がふくそうしている際には、伊勢湾海上交通センターより CH13 にて呼び出しを行う場合があるので、CH13 を備えている船舶は CH16 の聴守に合わせて、CH13 を聴守すること。

9 . 航路入航制限時の待機場所

狭視界等により航路入航が制限された場合は、次の措置をとること。

(1) 北航船

伊勢湾第 1 号灯浮標に至らない海域で一般船舶の通航路を避けた安全な場所において待機すること。

(2) 南航船

できる限り出港を調整するものとし、すでに航行中など止むを得ない場合は、伊勢湾第 3 号灯浮標に至らない海域で一般船舶の通航路を避けた安全な場所において待機すること。

10 . 緊急用えい索の準備 (第 3 図参照)

海上交通安全法に定める危険物積載船は、船首及び船尾にそれぞれ緊急用えい索 (FIRE WIRE) を即時使用可能な状態に準備すること。

11 . 海上交通情報等

霧通報

伊良湖水道の視程が 2 海里以下になった場合、次の機関により随時放送している。

第四管区海上保安本部 (なごやほあん) F3E 156.6MHz (CH12) 日本語及び英語

12 . 海図の備付け

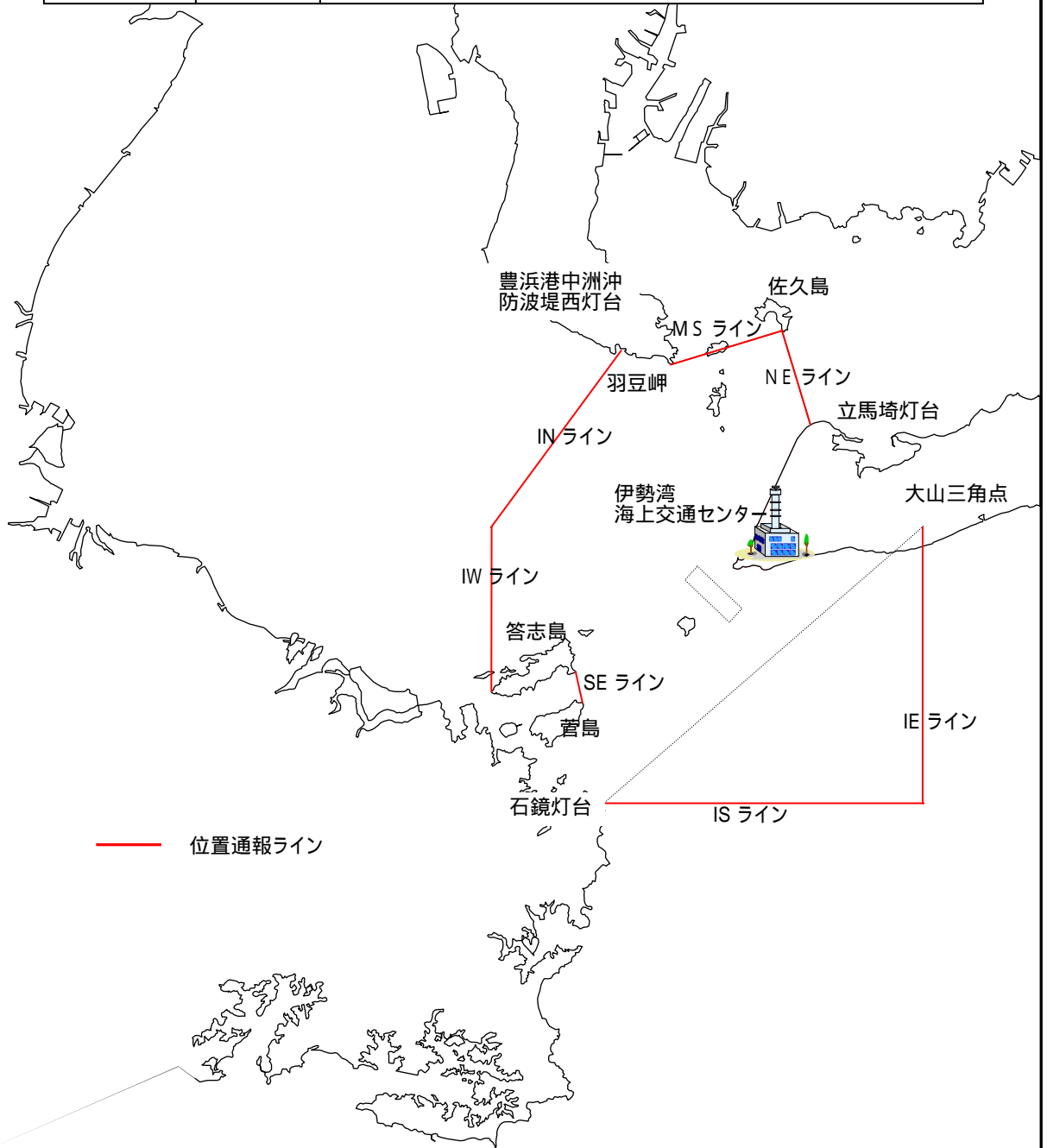
伊勢湾及び三河湾に入湾する船舶は、少なくとも次の海図を備え、最新の港湾事情を事前に把握しておくこと。

海図の番号 (海上保安庁発行)

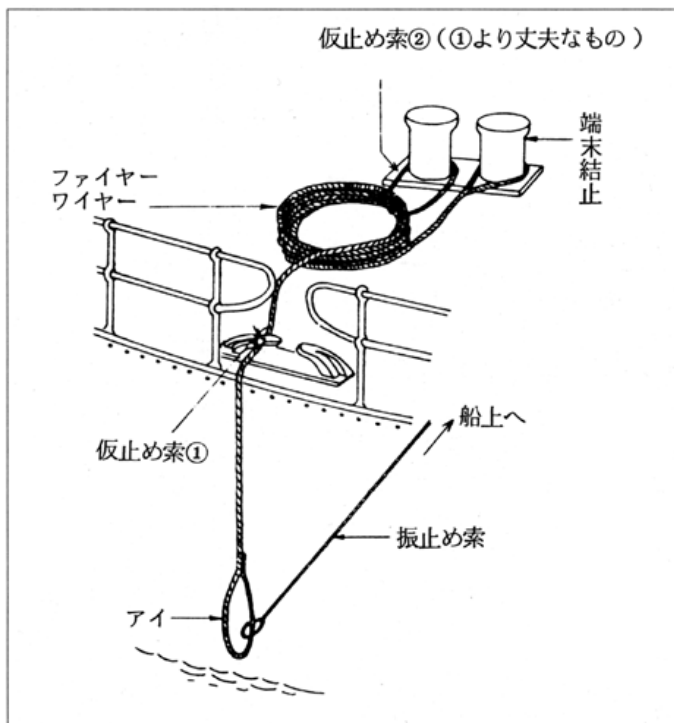
W1051	伊勢湾
W1053	伊良湖水道及付近
W1064	伊良湖水道

第 2 図 位 置 通 報 ラ イ ン

名称	略称	位置
伊勢湾口南	ISライン	石鏡灯台から90° 20.5kmの地点まで引いた線
伊勢湾口東	IEライン	大山三角点から180° 17.7kmの地点まで引いた線
中山水道東	NEライン	立馬埼灯台から佐久島南端まで引いた線
師崎水道南	MSライン	佐久島南端から羽豆岬まで引いた線
伊勢湾口北	INライン	豊浜港中洲沖防波堤西灯台から217° 11.1kmの地点まで引いた線
伊勢湾口西	IWライン	答志島西端から0° 13.3kmの地点まで引いた線
菅島水道東	SEライン	菅島東端から答志島南東端まで引いた線



第3図 緊急用えい索例図



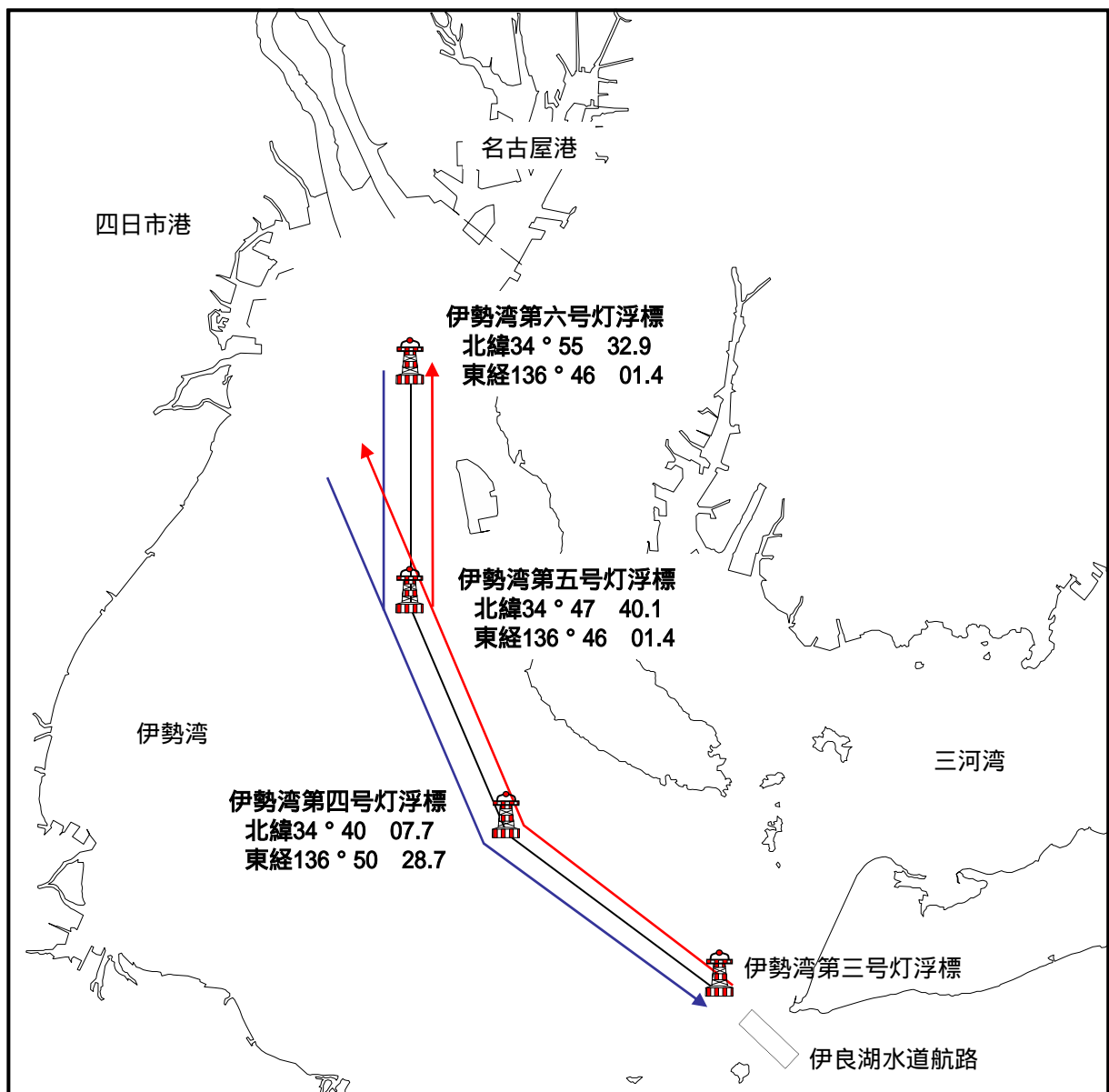
ファイヤーワイヤーの自然走
出を防ぐため、仮止め索を施す
こと。
この場合 は使用時人力で切断
できるものであり、 はタグ
ボードの曳引力で切断できる程
度のものであること。

伊勢湾における航法について

平成19年2月19日
第四管区海上保安本部

伊勢湾における船舶交通の安全を図るため、総トン数500トン以上の船舶は、次の航行方法によること。

- (1) 名古屋港と伊良湖水道との間を南航又は北航しようとする船舶は、伊勢湾第四号、第五号及び第六号の各灯浮標を左げん側に見て航過すること。
- (2) 四日市港と伊良湖水道との間を南航又は北航しようとする船舶は、伊勢湾第四号及び第五号の各灯浮標を左げん側に見て航過すること。



名古屋港及び付近海域

第四管区海上保安本部は、名古屋港内における船舶航行の安全を図るため、名古屋港海上交通センター（以下、この章において「センター」という。）において、通報の受理の事務を行うとともに、位置通報の励行等の航行安全指導を行っている。

1 通報対象船舶は、次の事項をセンターに通報すること。

(1) 事前通報

イ 通報対象船舶

- ・ 東水路を航行する総トン数 40,000 トン以上（油送船にあつては 5,000 トン以上）の船舶
- ・ 西水路又は北水路を航行する総トン数 20,000 トン以上（油送船にあつては 5,000 トン以上）の船舶

ロ 通報の時期

水路入航予定日又は運航開始予定日の前日正午まで

ハ 通報事項

次の各項目について通報すること。

(1)	通報先	名古屋港長(名古屋港海上交通センター所長経由)			
(2)	船名		(3)	信号符字	
	総トン数			船籍港	
(4)	全長		(5)	載貨重量(DW)	
(6)	船舶の種類		(7)	幅	
(8)	船首の喫水		(9)	航行速力	
	船尾の喫水		(10)	連絡方法	VHF 船舶電話()
(11)	積荷の種類量		(12)	水先人の手配	有・無
(13)	入 港 ・ 出 港 ・ 港内異動				
(14)	東水路 ・ 西水路 ・ 北水路 ・ 金城水路				
(15)	入港	水路入航日時	月 日 時 分	(16)	係留場所
(17)	出港	運航開始日時	月 日 時 分	(18)	港内移動
		水路入航日時	月 日 時 分		移動前
					移動後
(19)	船舶運航者	担当者		TEL	
(20)	代理店	担当者		TEL	-
				FAX	-
(21)	備考				

金城水域とは、金城ふ頭南端から飛島ふ頭南東端まで引いた線以北の水域をいいます。

二 通報の方法（次のいずれかの方法で通報すること。）

(イ) 無線通信による場合

海上保安庁通信所（第四管区海上保安本部）で受け付ける。なお、VHF 無線電話でセンターと交信する場合は、「なごやほあん」を呼出し、センターへの接続を依頼し、直接交信すること。

通信所	通信手段	識別信号	呼出周波数	通信周波数
第四管区 海上保安本部	VHF 無線電話	なごやほあん	156.80MHz(CH16)	156.60MHz(CH12)

(ロ) 書面による場合

名古屋海上交通センターへ持参するほか、郵送、FAXの方法がある。

〒455-0848 名古屋市港区金城ふ頭三丁目1番

名古屋港海上交通センター

FAX 052 - 398 - 0716

TEL (計画卓) 052 - 398 - 0715

(郵送又はFAXの場合は、通報後センターに対して管制時間を確認すること。)

(ハ) 電子申請による場合

Sea-NACCSセンターに申し込み、ID及びパスワードの取得を要する。

(連絡先) http://www.naccs.jp/info/info_tricorn.html

(2) 変更通報

- ・事前通報で通報した事項に変更があったときは、直ちに変更通報を行うこと。
- ・水路入航予定時刻又は運航開始予定時刻の変更については、10分以上の変更があるときに通報すること。

(3) 位置通報

情報提供を適切に行うため、レーダーで各船舶を識別する必要がありますので、通報対象船舶は、位置通報を行うこと。

ただし、事前通報を行った船舶のうちAISをとう載し、適切に運用している船舶については、AISによる情報の送信によって位置通報に代えることができる。

イ 通報対象船舶、通報時期及び通信手段

	通報対象船舶	通報時期	通報手段
入港の場合	・総トン数 5千トン以上の船舶	・位置通報ライン通過時 ・レーダーサービスエリア内錨泊船にあっては運航開始時	・VHF 無線電話 呼出名称 「なごやハーバーレーダー」 呼出周波数 156.8MHz(CH16) 通信周波数 156.7MHz(CH14)、 161.7MHz(CH22)
出港の場合	・総トン数 5千トン以上の船舶 ・金城水域から出港する船舶にあっては総トン数 5百トン以上の船舶	・解らん時 ・レーダーサービスエリア内錨泊船にあっては運航開始時	・電話 052 - 398 - 0712 (運用卓)

金城水域とは、金城ふ頭南端から飛島ふ頭南東端まで引いた線以北の水域をいいます。

ロ 通報事項

船名
位置通報ライン(第6図参照)通過時刻又は運航開始時刻
位置通報ラインの略称(NWライン、NSライン)
岸壁の名称又は錨泊位置

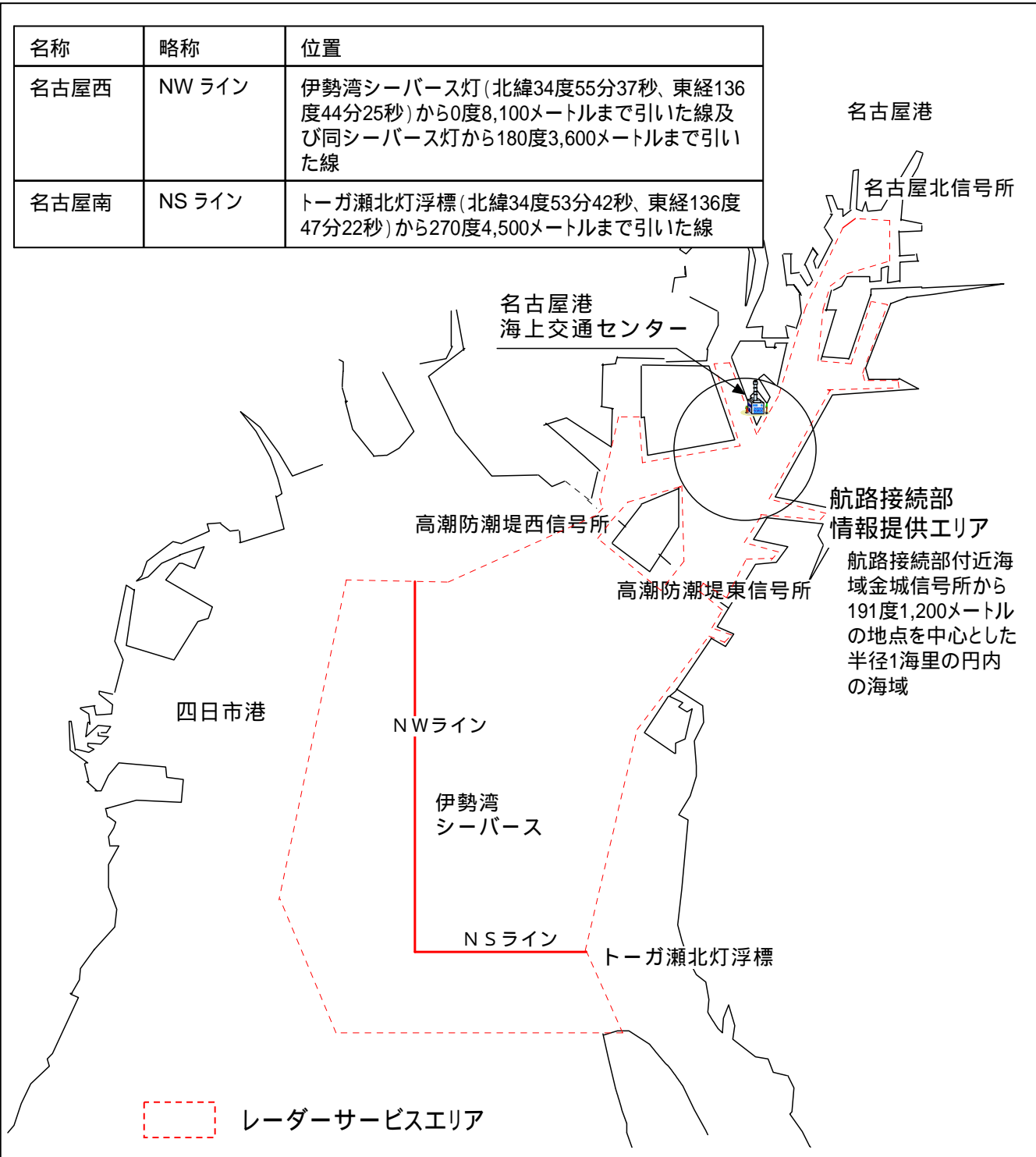
	通航予定航路名(東航路、西航路、北航路)
出港の場合	船名
	運航開始時刻
	岸壁の名称又は錨泊位置
	通航予定航路名(東航路、西航路、北航路)

2 名古屋港海上交通センターとの連絡の保持

事前通報及び位置通報対象船舶は、位置通報ラインの通過予定時刻の 2 時間前(レーダーサービスエリア内にあつては、運航開始時)から、運航終了時又はレーダーサービスエリア(第 4 図参照)を出域するまでの間は、VHF 無線電話(CH16)の聴守を励行すること。

第4図 レーダーサービスエリア及び位置通報ライン

名称	略称	位置
名古屋西	NWライン	伊勢湾シーバース灯(北緯34度55分37秒、東経136度44分25秒)から0度8,100メートルまで引いた線及び同シーバース灯から180度3,600メートルまで引いた線
名古屋南	NSライン	トーガ瀬北灯浮標(北緯34度53分42秒、東経136度47分22秒)から270度4,500メートルまで引いた線



明石海峡航路及び付近海域

第五管区海上保安本部は、次の航行安全指導等を行っている。

1. 水先人の乗船

次に掲げる船舶は水先人を乗船させること。

(1) 外国船舶

(2) 運航経験及び入航経験が十分でない船長が乗船する日本船舶

2. 進路警戒船等の配備

航路出航後も安全な航行が確認されるまで、進路警戒船等を配備すること。

3. 航路出入口付近海域における航法

航路内を航行する船舶は、航路航行義務のない全長 50 メートル未満の船舶であってもできる限り航路の入口から入航すること。

4. 緊急用えい索の準備（第 3 図参照）

海上交通安全法に定める危険物積載船は、大阪湾、播磨灘を航行する場合においては、船首及び船尾にそれぞれ緊急用えい索（FIRE WIRE）を即時使用可能な状態に準備すること。

5. 位置通報（第 5 図参照）

長さ 50 メートル以上の船舶（船舶自動識別装置を搭載し、適切に運用している船舶を除く。）及び長さが 100 メートル以上の物件えい航船等（船舶自動識別装置を搭載し、適切に運用している船舶を除く。）は、最初の位置通報ラインを通過した時に、位置通報を大阪湾海上交通センターに行うこと。

< 通 報 事 項 >

イ 船名及び呼出符号

ロ 現在位置又は通過した位置通報ラインの略称及び通過時刻（日本標準時 24 時制）

ハ 行き先

6. 大阪湾海上交通センターとの連絡保持

(1) 情報提供

VHF 無線電話（CH16, 156.8MHz）を備える船舶は、大阪湾海上交通センターから航行の安全に関する情報等が提供される場合があるため、航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域において、大阪湾海上交通センターとの連絡を保持すること。

また、CH16 がふくそうしている際には、大阪湾海上交通センターより CH13 にて呼び出しを行う場合があるので、CH13 を備えている船舶は CH16 の聴守に合わせて、CH13 を聴守すること。

(2) 霧通報

明石海峡、友ヶ島水道、鳴門海峡、阪神港大阪区、阪神港堺泉北区、阪神港神戸区、姫路港及び和歌山下津港の視界が 2000 メートル以下になった場合、次の機関により随時放送している。

第五管区海上保安本部（こうべほあん） F3E 156.6MHz（CH12）日本語、英語

(3) 新聞

神戸新聞（朝刊）

内容：巨大船通過予定

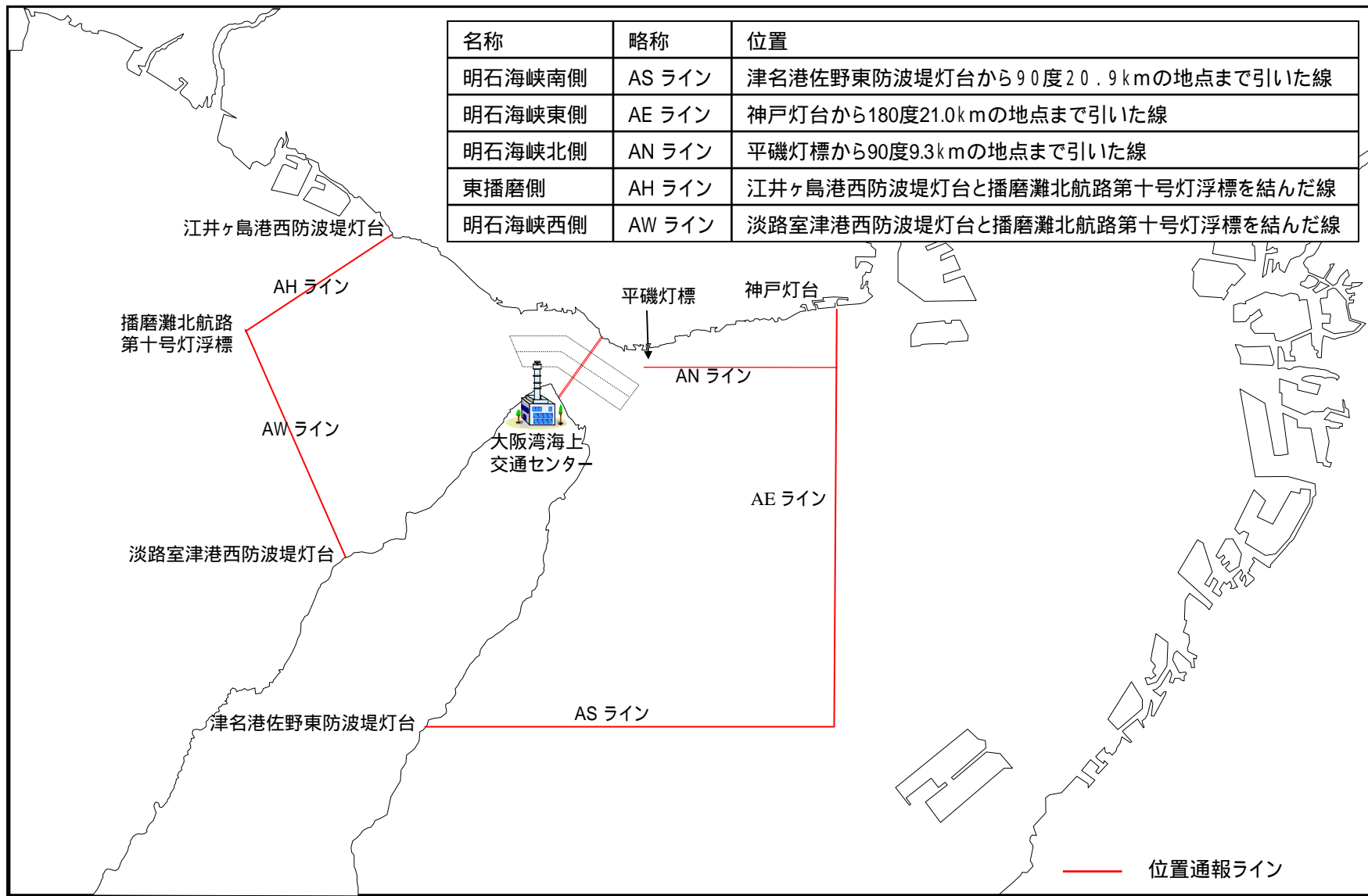
7. 海図の備付け

大阪湾に入湾する船舶は、少なくとも次の海図（航行予定海域が記載されているもの）を備え、最新の港湾事情を事前に把握しておくこと。

海図の番号（海上保安庁発行）

W77	紀伊水道及付近
W106	大阪湾及播磨灘
W131	明石海峡及付近
W150A	大阪湾
W150C	紀伊水道

第 5 図 位 置 通 報 ラ イ ン



備讃瀬戸東航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、宇高東航路、宇高西航路、水島航路及び付近海域

第六管区海上保安本部は、次の航行安全指導等を行っている。

1. 水先人の乗船

次に掲げる外国船舶は水先人を乗船させること。

- (1) 危険物積載船
- (2) 瀬戸内海を初めて航行する船長が乗船する船舶

2. 進路警戒船等の配備

航路出航後も安全な航行が確認されるまで、進路警戒船等を配備すること。

3. 航路出入口付近海域における航法

航路出入口付近での横断を避け、迂回すること。

4. 通航時間の制限（海上交通安全法第 23 条に基づく指示）

巨大船は、昼間に航路を航行すること。

5. 緊急用えい索の準備（第 3 図参照）

海上交通安全法に定める危険物積載船は、船首及び船尾にそれぞれ緊急用えい索（FIRE WIRE）を即時使用可能な状態に準備すること。

6. 位置通報（第 6 図参照）

長さ 50 メートル以上の船舶（総トン数 300 トン未満の船舶及び船舶自動識別装置を搭載し、適切に運用している船舶を除く。）及び長さ 100 メートル以上の物件えい航船等（船舶自動識別装置を搭載し、適切に運用している船舶を除く。）は、最初の位置通報ラインを通過した時に位置通報を備讃瀬戸海上交通センターに行うこと。

< 通 報 事 項 >

イ 船名

ロ 現在位置又は通過した位置通報ラインの略称及び通過時刻（日本標準時
24 時制）

ハ 航行予定航路・海域及び仕向港

7. 備讃瀬戸海上交通センターとの連絡保持

(1) V H F 無線電話（CH16，156.8MHz）を備える船舶は、備讃瀬戸海上交通センターから航行の安全に関する情報等が提供される場合があるため、航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域において、備讃瀬戸海上交通センターとの連絡を保持すること。

また、CH16 がふくそうしている際には、備讃瀬戸海上交通センターより CH13（156.65MHz）にて呼び出しを行う場合があるので、CH13 を備えている船舶は CH16 の聴守に合わせて、CH13 を聴守すること。

(2) ラジオ放送

次の放送局により巨大船の航路航行予定を放送している。

イ	N H K 広島放送局第 1 放送	1,071kHz	平日 1850 ~ 1900 の間
ロ	同 岡山放送局第 1 放送	603kHz	毎日 1850 ~ 1900 の間
ハ	同 高松放送局第 1 放送	1,368kHz	毎日 1755 ~ 1800 の間

(3) 霧通報

備讃瀬戸の視界が 2000m 以下になった場合、次の機関により随時放送している。

イ 第六管区海上保安本部（ひろしまほあん）F3E 156.6MHz（CH12）日本語、
英語

ロ	N H K 広島放送局第 1 放送	1,071kHz	日本語
ハ	同 岡山放送局第 1 放送	603kHz	同 上
ニ	同 山口放送局第 1 放送	675kHz	同 上
ホ	同 松山放送局第 1 放送	963kHz	同 上
ヘ	中国放送広島放送局	1,350kHz	同 上
ト	同 福山放送局	1,530kHz	同 上

8. 海図の備付け

瀬戸内海を航行する船舶は、少なくとも次の海図(航行予定海域が記載されているもの)を備え、最新の港湾事情を事前に把握しておくこと。

海図の番号(海上保安庁刊行)

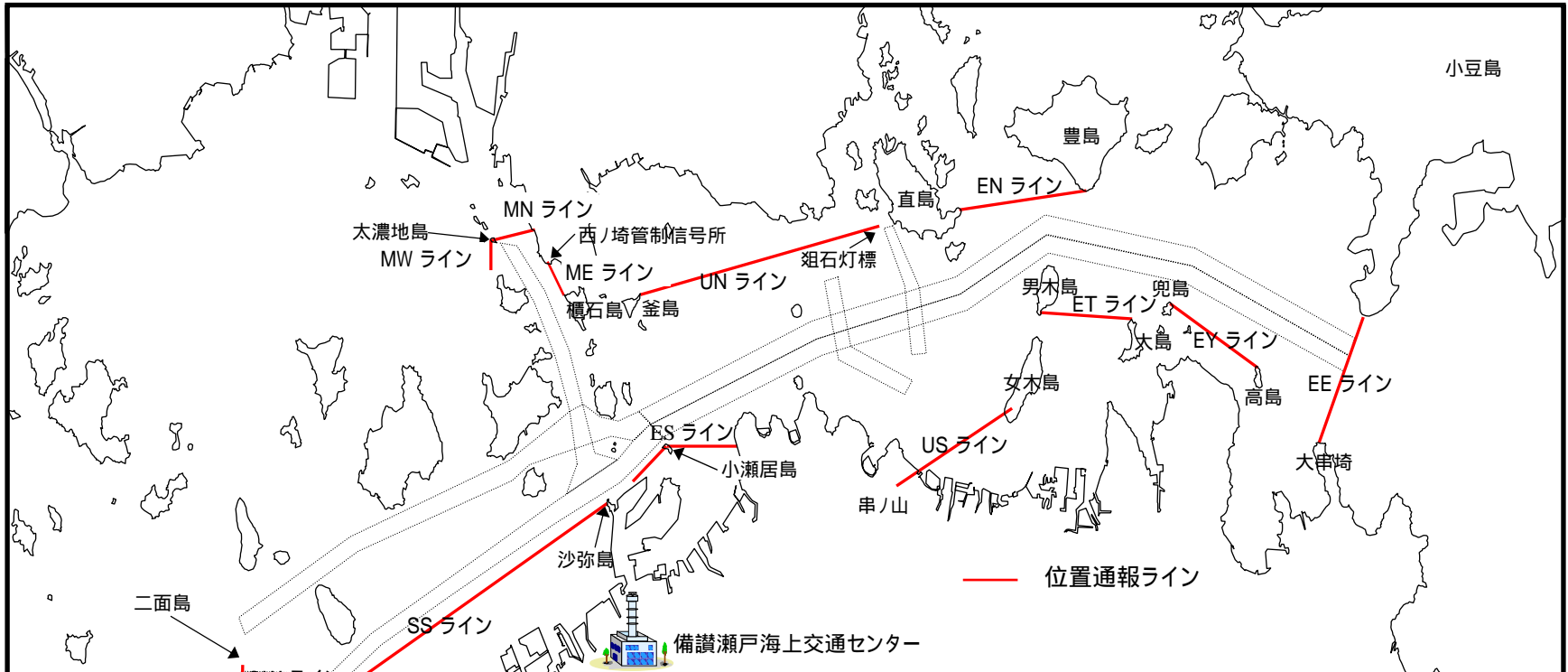
W104	来島海峡及付近
W132	来島海峡
W137A	備讃瀬戸東部
W137B	備讃瀬戸西部
W141	安芸灘及付近
W152	大島瀬戸
W153	備讃瀬戸及備後灘
W154	宇野港及付近
W1102	伊予灘及付近
W1108	安芸灘及広島湾
W1116	水島港及付近
W1121	坂出港
W1122	鍋島付近
W1127A	水島港
W1218	別府湾、臼杵湾及付近

9. 外国船の航行

外国船が瀬戸内海を航行するときは、特に次の事項を遵守、把握して航行すること。

- (1) 適切な見張りの励行及び船位確認の励行、VHF聴守の励行等基本的事項
- (2) 瀬戸内海における気象・海象の特性等航行上の留意事項
- (3) 備讃瀬戸海域における「こませ網漁船」の操業
- (4) 航路周辺海域における「さわら流し網漁」の操業

第 6 図 位置通報ライン



名 称	略 称	位 置
備讃瀬戸南航路西	SWライン	二面島灯台から180度に陸岸(栗島)まで引いた線
備讃瀬戸南航路南	SSライン	栗島矢倉鼻北端と沙弥島北端を結んだ線
水 島 北	MNライン	太濃地島三角点から75度に陸岸まで引いた線
水 島 西	MWライン	太濃地島三角点から180度2,000メートルの地点まで引いた線
水 島 東	MEライン	西ノ埼管制信号所と櫃石島西端を結んだ線
備讃瀬戸東航路南	ESライン	小瀬居島三角点から90度に陸岸まで引いた線及び同三角点から238度2,860メートルの地点まで引いた線
宇 高 南	USライン	女木島三角点と串ノ山山頂を結んだ線
宇 高 北	UNライン	釜島北端と粗石灯標を結んだ線
井 島 水道	ENライン	直島角埼北東端と豊島礼田埼を結んだ線
高 松 北 東	ETライン	男木島南端と大島北端を結んだ線
高 松 北	EYライン	兜島北端と高島北端を結んだ線
備讃瀬戸東航路東	EEライン	小豆島地藏埼と大串埼を結んだ線

来島海峡航路及び付近海域

第六管区海上保安本部は、次の航行安全指導等を行っている。

1. 水先人の乗船

次に掲げる外国船舶は水先人を乗船させること。

(1) 危険物積載船

(2) 瀬戸内海を初めて航行する船長が乗船する船舶

2. 進路警戒船等の配備

航路出航後も安全な航行が確認されるまで、進路警戒船等を配備すること。

3. 航路出入口付近海域における航法

航路出入口付近での横断を避け、迂回すること。

4. 通航時間の制限（海上交通安全法第23条に基づく指示）

巨大船は、昼間の憩流時又は弱順潮時に中水道を航行すること。

5. 緊急用えい索の準備（第3図参照）

海上交通安全法に定める危険物積載船は、船首及び船尾にそれぞれ緊急用えい索（FIRE WIRE）を即時使用可能な状態に準備すること。

6. 来島海峡航行時の留意事項（第7,8図参照）

(1) 次のことに留意のうえ航海計画を立てること。

イ できる限り転流とならない時期に航路を航行すること。

ロ 強潮流の場合にはできる限り水道部を航行しないこと。

(2) 南流時に航路へ入航する場合には、航路内において右舷対右舷になることから、航路入口から離れた広い水域において、十分に安全を確認のうえ、流向に応じた経路へ移行すること。

なお、航路を出航する場合は、四囲の状況を把握し安全運航に努めること。

(3) 航路入航後に転流した場合には、次のことに留意すること。

イ 四囲の状況を勘案し、できる限りすみやかに流向に応じた経路に移行すること。

ロ 馬島に近接した海域においては、できる限り変針しないこと。

(4) 航路通報の際、次の事項も併せて通報すること。

イ 仕出港

ロ 航路航行中における水先人の乗船の有無

ハ 危険物積載船で総トン数50,000 トン（積載している危険物が液化ガスである場合にあっては、総トン数25,000 トン）以上の船舶にあってはその喫水

(5) 航路通報を行った船舶が、航路入航予定時刻の3時間前以後に航路入航予定時刻を10分以上変更する場合は、その都度変更通報を行うこと。

7. 位置通報（第9図参照）

長さ50メートル以上の船舶及び全長100メートル以上の物件えい航船等(船舶自動識別装置を搭載し、適切に運用している船舶を除く。)は最初の位置通報ラインを通過した時に来島海峡海上交通センターへの位置通報を行うこと。

< 通 報 事 項 >

イ 船名

ロ 現在位置又は位置通報ラインの略称及び通過時刻（日本標準時24時制）

ハ 航行予定航路・海域及び仕向港

8. 来島海峡海上交通センターとの連絡保持

(1) 情報提供

V H F 電話（CH16、156.8MHz）を備える船舶は、来島海峡海上交通センターから航行の安全に関する情報等が提供される場合があるため、航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域において来島海峡海上交通センターとの連絡を保持すること。

また、CH16がふくそうしている際には、来島海峡海上交通センターよりCH13

にて呼び出しを行う場合があるので、CH13を備えている船舶は、CH16の聴守に合わせてCH13を聴守すること。

(2) 霧通報

来島海峡の視界が2000m以下になった場合、次の機関により随時放送している。

イ	第六管区海上保安本部	F3E	156.6MHz (CH12)	日本語、英語
	(ひろしまほあん)			
ロ	NHK広島放送局第1放送		1,071kHz	日本語
ハ	同 岡山放送局第1放送		603kHz	同上
ニ	同 山口放送局第1放送		675kHz	同上
ホ	同 松山放送局第1放送		963kHz	同上
ヘ	中国放送広島放送局		1,350kHz	同上
ト	同 福山放送局		1,530kHz	同上

9. 海図の備付け

瀬戸内海を航行する船舶は、少なくとも次の海図(航行予定海域が記載されているもの)を備え、最新の港湾事情を事前に把握しておくこと。

海図の番号(海上保安庁刊行)

W104	来島海峡及付近
W132	来島海峡
W137A	備讃瀬戸東部
W137B	備讃瀬戸西部
W141	安芸灘及付近
W152	大島瀬戸
W153	備讃瀬戸及備後灘
W154	宇野港及付近
W1102	伊予灘及付近
W1108	安芸灘及広島湾
W1116	水島港及付近
W1121	坂出港

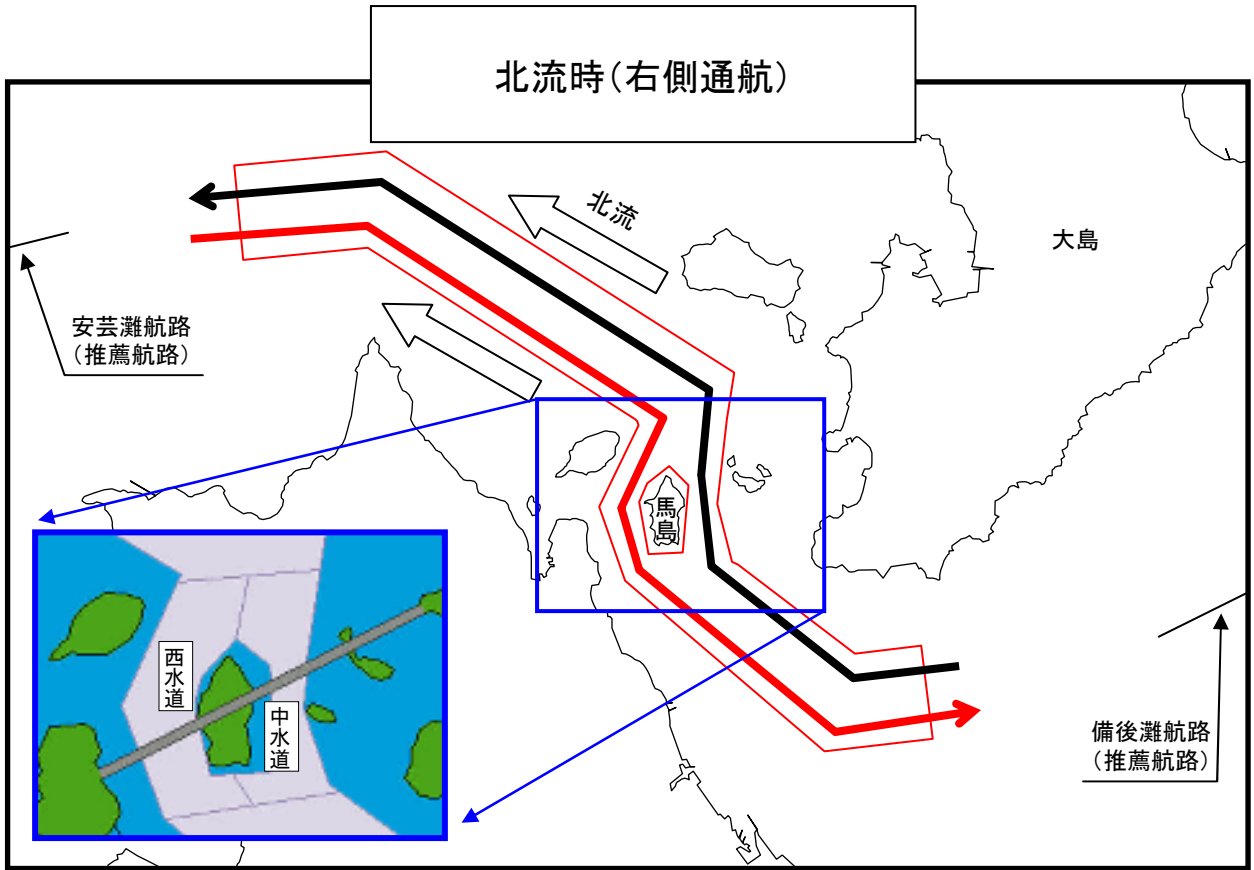
W1122	鍋島付近
W1127A	水島港
W1218	別府湾、臼杵湾及付近

10. 外国船の航行

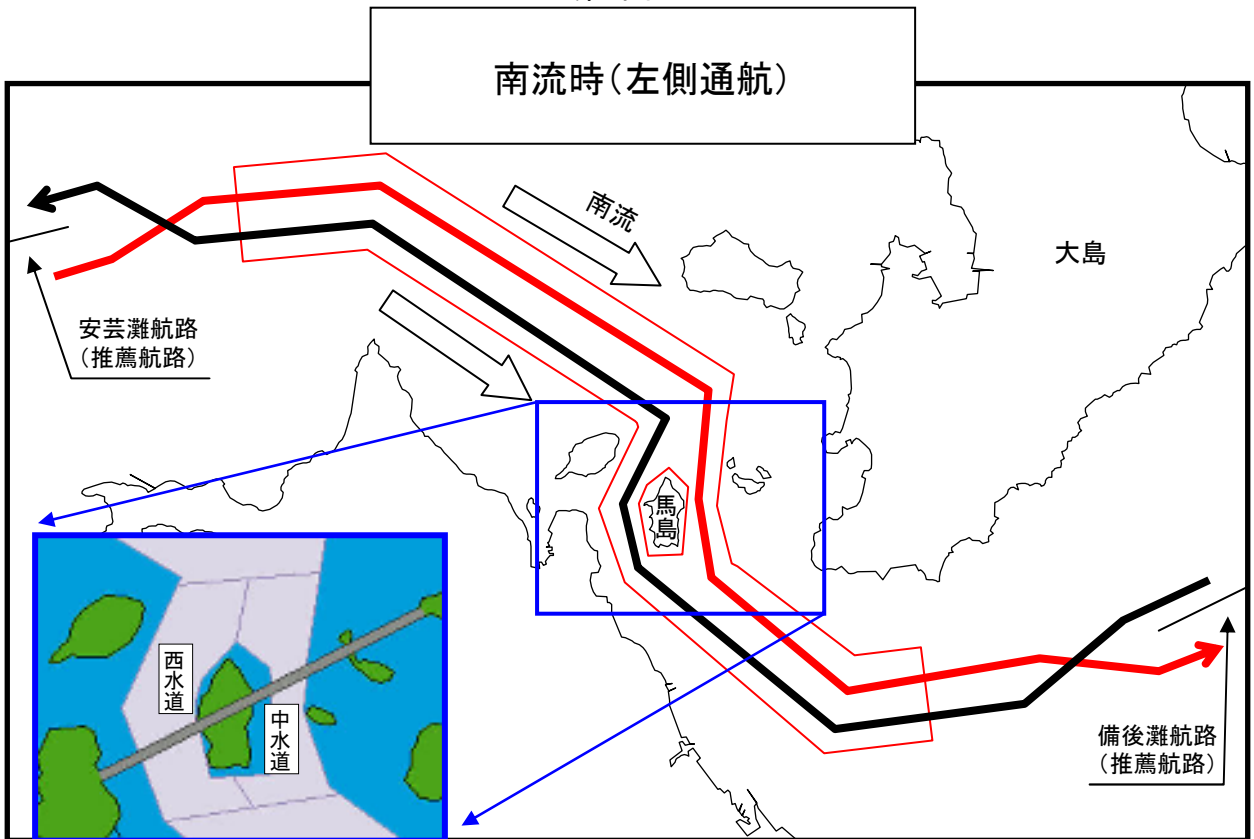
外国船が瀬戸内海を航行するときは、特に次の事項を遵守、把握して航行すること。

- (1) 適切な見張りの励行及び船位確認の励行、VHF 聴守の励行等基本的事項
- (2) 瀬戸内海における気象・海象の特性等航行上の留意事項
- (3) 来島海峡航路の航法（順中逆西）
- (4) 備讃瀬戸海域における「こませ網漁船」の操業
- (5) 航路周辺海域における「さわら流し網漁」の操業

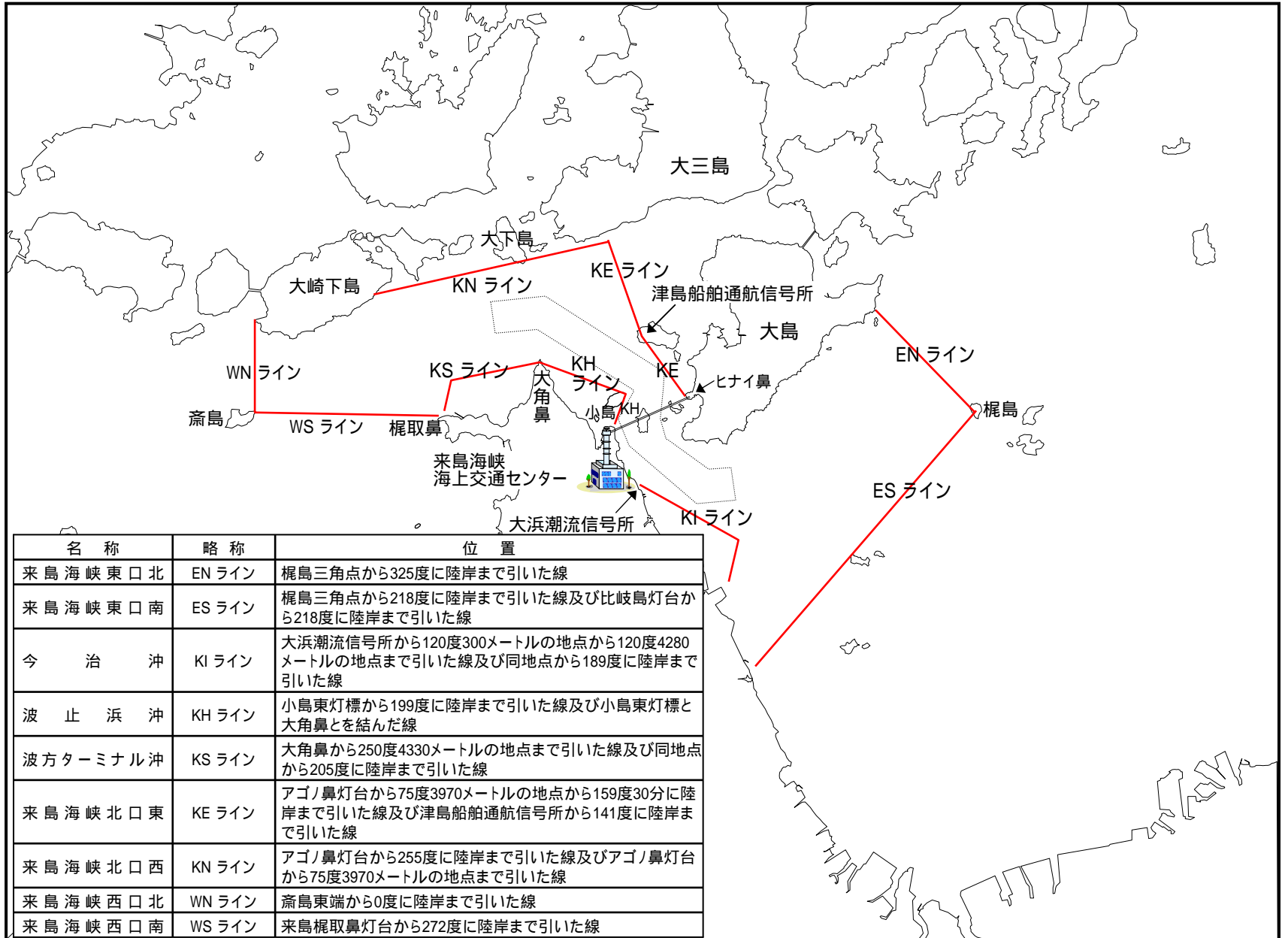
第7図



第8図



第 9 図 位 置 通 報 ラ イ ン



名称	略称	位置
来島海峡東口北	ENライン	梶島三角点から325度に陸岸まで引いた線
来島海峡東口南	ESライン	梶島三角点から218度に陸岸まで引いた線及び比岐島灯台から218度に陸岸まで引いた線
今治沖	KIライン	大浜潮流信号所から120度300メートルの地点から120度4280メートルの地点まで引いた線及び同地点から189度に陸岸まで引いた線
波止浜沖	KHライン	小島東灯標から199度に陸岸まで引いた線及び小島東灯標と大角鼻とを結んだ線
波方ターミナル沖	KSライン	大角鼻から250度4330メートルの地点まで引いた線及び同地点から205度に陸岸まで引いた線
来島海峡北口東	KEライン	アゴノ鼻灯台から75度3970メートルの地点から159度30分に陸岸まで引いた線及び津島船舶通航信号所から141度に陸岸まで引いた線
来島海峡北口西	KNライン	アゴノ鼻灯台から255度に陸岸まで引いた線及びアゴノ鼻灯台から75度3970メートルの地点まで引いた線
来島海峡西口北	WNライン	齋島東端から0度に陸岸まで引いた線
来島海峡西口南	WSライン	来島梶取鼻灯台から272度に陸岸まで引いた線

○ 直島水道

第六管区海上保安本部は、船舶交通の安全を図るため、次の航行安全指導等を行っている。

<直島水道>

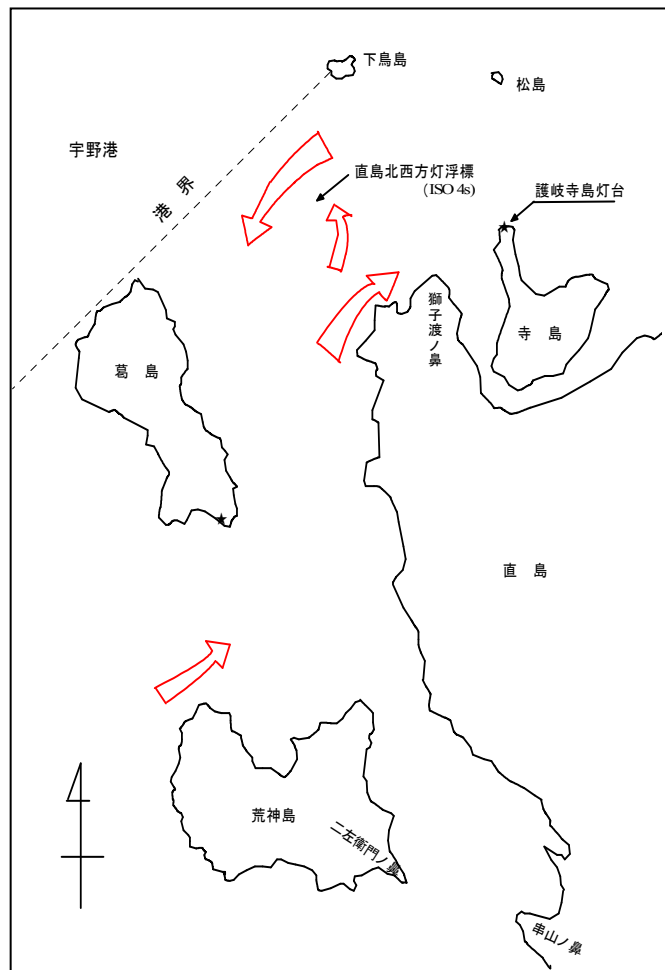
・直島水道における航法(第10図参照)

直島と葛島間を通過する船舶は、直島北西方灯浮標を左げん側に見て航行すること。

(一般的注意事項)

1. 葛島と荒神島間を東航する船舶は、安全で実行に適する限り、荒神島北西端側に寄って航行すること。
2. 直島北西方灯浮標付近においては、できる限り、他の船舶を追越さないこと。
3. 宇野港から東航する船舶の動向に注意すること。

第10図 直島水道における航法



関門海峡及び付近海域

第七管区海上保安本部は、次の航行安全指導等を行っている。

1 関門海峡海上交通センター（以下「センター」という。）への通報（第11図参照）

（1）港則法に基づく事前通報及び変更通報の方法等

以下により通報すること。

通報の様式

別紙1のとおり。

通報の方法

a 無線通信による場合

海上保安庁通信所（第七管区海上保安本部）で受け付ける。

通信所	通信手段	識別信号	呼出周波数	通信周波数
第七管区 海上保安 本部	VHF 無線電話	もじほあん	156.80MHz (CH16)	156.60MHz (CH12)

なお、VHF無線電話でセンターと交信する場合は、「もじほあん」を呼出し、センターへの接続を依頼し、直接交信すること。

通報の冒頭にセンター所長の略語「カンモンカイキョウ」を前置し、通報内容は、事前通報の様式の各項目の番号を冠して通報すること。

b 書面による場合

下記へ持参若しくは郵送すること。

〒800-0064 北九州市門司区松原二丁目10-11

関門海峡海上交通センター運用管制課

c 電話等による場合

電話番号 093-372-0090（又は、-0099）

FAX番号 093-381-4499

d 電子申請による場合

Sea-NACCSセンターに申し込み、ID及びパスワードの取得を要する。

（連絡先） http://www.naccs.jp/info/info_tricorn.html

変更通報の方法等

別紙1のうち、～は法定通報事項であり、変更があったときは、直ちに変更事項を通報するものとなっているが、早鞆瀬戸水路入口到達予定時刻（ ）については15分以上の変更がある場合とする。

変更通報の方法は、無線通信による場合は、センター所長の略語「カンモンカイキョウ」に続けて「ヘンコウ」を、電話による場合は「ヘンコウ」を前置する他は、事前通報と同様とする。

（2）位置通報

位置通報対象船舶、通報時期及び通報事項

次表の区分により位置通報ライン通過又は運航開始時にセンターに位置通報を行うこと。

通報の対象としていない船舶が位置通報を行っても差し支えない。

なお、運航開始時とは、関門航路又は関門第二航路に入航するため離岸又は抜錨し、同航路向け前進行き足をつける時をいう。

通報する船舶の区分	通報する時期	通報事項
関門港の港域外から関門航路及び関門第二航路に入航しようとする総トン数300トン以上1万トン未満(油送船にあっては総トン数3千トン未満)の船舶(船舶自動識別装置(AIS)を搭載し、適切に運用している船舶を除く。)	位置通報ライン通過時。	船名、呼出符号、通過位置 通報ライン略称、総トン数、喫水、行き先
関門港の港域外から関門航路及び関門第二航路に入航しようとする総トン数1万トン(油送船にあっては総トン数3千トン)以上の船舶。		船名、呼出符号、通過位置 通報ライン略称
関門港(響新港区及び新門司区を除く。)を出港する総トン数300トン以上の船舶。	運航開始時。 ただし、WAライン以西の海域から若松航路を出航する船舶はWAライン通過時、長府区から出港する船舶はCSライン通過時。	船名、呼出符号、通過位置 通報ライン略称、総トン数、喫水、行き先
関門航路及び関門第二航路を、物件をえい航(押し、横抱きを含む。)して航行する船舶(AISを搭載し、適切に運用している船舶を除く。)	位置通報ライン通過時。 ただし、出港船は運航開始時、WAライン以西の海域から若松航路を出航する船舶はWAライン通過時、長府区から出港する船舶はCSライン通過時。	船名、呼出符号、通過位置 通報ライン略称、総トン数、喫水、行き先、えい航全長

通報の方法

a 無線通信による場合

VHF無線電話で交信する場合は、「かんもんマーチス」を呼出し、通報の冒頭に「いちつうほう」を前置し通報すること。

通信所	通信手段	識別信号	呼出周波数	通信周波数
関門海峡 海上交通 センター	VHF無線電話	かんもんマ ーチス	156.80MHz(CH16) 156.65MHz(CH13)	156.65MHz(CH13) 156.70MHz(CH14) 161.70MHz(CH22)

b 電話による場合

電話番号 093-372-0090(又は、-0099)

(3) センターとの連絡保持

VHF無線電話を備える船舶は、センター(かんもんマーチス)から航行の安全に関する情報等が提供される場合があるため、航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域において、156.80MHz(CH16)を聴取し、センターとの連絡を保持すること。なお、CH1

6 がふくそうしている際には、センターより C H 1 3 にて呼び出しを行う場合があるため、C H 1 3 を備えている船舶は C H 1 6 の聴取にあわせ、C H 1 3 の聴取を行うこと。

(4) 位置通報ライン

位置通報の時期に用いる位置通報ライン及び位置は次表のとおり。

名 称	略 称	位 置
新門司北	SNライン	岳ノ鼻と新門司防波堤灯台から90度2,150メートルの地点を結んだ線
新門司東	SEライン	新門司防波堤灯台から90度2,150メートルの地点と同灯台から90度8,150メートルの地点を結んだ線
部埼南東	HSライン	新門司防波堤灯台から90度8,150メートルの地点と竜王山三角点から215度3,950メートルの地点を結んだ線
小野田西	OWライン	竜王山三角点から215度3,950メートルの地点と同三角点から240度4,350メートルの地点を結んだ線
長府南	CSライン	満珠島灯台と干珠島南端を結んだ線
六連島北	MNライン	次の各地点を順次結んだ線 1. 六連島灯台 2. 六連島灯台から0度6,930メートルの地点 3. 来留見瀬灯標
藍島南	ASライン	藍島南端と片島北端を結んだ線
白州南	SSライン	白州灯台から180度に陸岸まで引いた線
若松北	WAライン	次の各地点を順次結んだ線 1. 若松洞海湾口防波堤灯台から232度1,630メートルの地点 2. 若松洞海湾口防波堤灯台から222度45分1,710メートルの地点

事前（変更）通報
Advance report (Change report)

関門海峡海上交通センター所長 殿
(To Kanmon Kaikyo Vessel Traffic Service Center)

通報日(Report date)
通報者 (Reporter name)

(Annexed table of report in advance)

法定通報事項 Legal report matters	
船名 Name of Vessel	
総トン数及び長さ Gross tonnage and Length	G/T meters
早瀬瀬戸水路入口付近到達予定時刻 Estimated date and time of entry Hayatomo-Seto Waterway (Under Kanmon Bridge)	Date Time :
連絡手段 Method of communication	VHF / Tel :
関門港内のけい留地 (*) Berth name of Kanmon Port (*)	Berth name:
* けい留予定が無い場合は不要 Not necessary if you do not berth	
任意通報事項 Arbitrary report matters	
呼出符号 Call Sign	
MMS I	
船種 kind of Vessel	
出港岸壁名 又は通過予定位置通報ライン名称 並びに通過予定時刻	Departure berth name & Departure time : Entry line name & Passage time : Leaving line name & Passage time :
航路航行時の最大喫水 Maximum draught at the time of transit through the passage	meters
積載危険物の種類及び数量 Kinds of dangerous cargo and amount of each type	Kind: m ³ , m ³ , m ³
水先人乗船の有無 Arrangement of pilot	Yes / No

Note: If there is any change in Legal report matters (No. ~), report to Kanmon Kaikyo Vessel Traffic Service Center. But, it is unnecessary to report changing of less than 15 minutes about No. .

2 若松港内交通管制室等（以下「管制室」という。）への通報

(1) 港則法に基づく事前通報等の方法

以下により通報すること。

通報の様式

別紙 2 のとおり。

通報の方法

a 無線通信による場合

海上保安庁通信所（第七管区海上保安本部）で受け付ける。

通信所	通信手段	識別信号	呼出周波数	通信周波数
第七管区 海上保安 本部	VHF 無線電話	もじほあん	156.80MHz (CH16)	156.60MHz (CH12)

なお、VHF 無線電話で管制室と交信する場合は、CH 12「わかまつこうないほあん」を呼出し直接交信すること。

通報の冒頭に若松港内交通管制室長の略語「ワカマツカンセイ」を前置し、通報内容は事前通報の様式の各項目の番号を冠して通報すること。

変更通報の方法は、無線通信による場合は、若松港内交通管制室長の略語「ワカマツカンセイ」に続けて「ヘンコウ」を、電話による場合は「ヘンコウ」を前置する他は、事前通報と同様とする。

b 書面による場合

下記へ持参又は郵送すること。

〒804-0053 北九州市戸畑区牧山五丁目1-3

若松港内交通管制室

c 電話等による場合

電話番号 093-871-2482

FAX番号 093-881-6094

d 電子申請による場合

Sea-NACCSセンターに申し込み、ID及びパスワードの取得を要する。

（連絡先） http://www.naccs.jp/info/info_tricorn.html

(2) 関門海峡海上交通センターへの位置通報

WAライン以西の海域から若松航路を出航する総トン数300トン以上の船舶及び物件をえい航（押し、横抱きを含む。）して航行する船舶は、WAライン通過時に関門海峡海上交通センターへ位置通報を行うこと。

通報の方法等については、前項関門海峡海上交通センターへの通報（2）「位置通報」参照。

(3) 管制室との連絡保持

VHF 無線電話を備える船舶は、若松港内交通管制室（わかまつこうないほあん）から航行の安全に関する情報等が提供される場合があるため、若松水路航行中は156.80MHz（CH16）を聴取し、管制室との連絡を保持すること。

3 参考海図の備付け

関門海峡の海図は次のとおりである。通航船舶は、常に最新の海図を利用すること。
海図の番号（海上保安庁刊行）

W135	関門海峡
W1262	関門港東部
W1263	関門港中部
W1264	関門港北部
W1265	関門港若松
W1267	関門港西部

4 視界に関する情報

関門港及び周辺海域（以下「関門港等」という。）において、霧、もや、降雪、その他これらと同様に視界が低下する状況となった場合、センターから視界の情報を「霧通報」として提供している。

霧通報がなされた場合、関門港等を航行しようとする船舶は、見張りの強化を行うなど十分注意して航行すること。

（１）霧通報の発表基準

- 視程が 2,000メートル以下となった場合
- 視程が 1,000メートル以下となった場合
- 視程が 500メートル以下となった場合
- 視程が 2,000メートル以上に回復した場合

（２）周知方法

センター（かんもんマーチス）からの周知

- a VHF無線電話（CH16）
- b MF無線電話（ラジオ）日本語（1,651kHz）英語（2,019kHz）
- c テレホンサービス（093-381-3399）
- d センター庁舎電光表示板
- e AISバイナリーメッセージ

第七管区海上保安本部（もじほあん）からVHF無線電話（CH16）による航行警報
巡視船艇

関門港長は、次の航行安全指導を行っている。

早鞆瀬戸水路における行き会い調整について（第12図参照）

早鞆瀬戸水路（関門橋西側線と火ノ山下潮流信号所から130度に引いた線との間の関門水路）において、次の船舶同士は行き会わないこと。

油送船以外の船舶同士

総トン数1万トン以上対総トン数1万トン以上

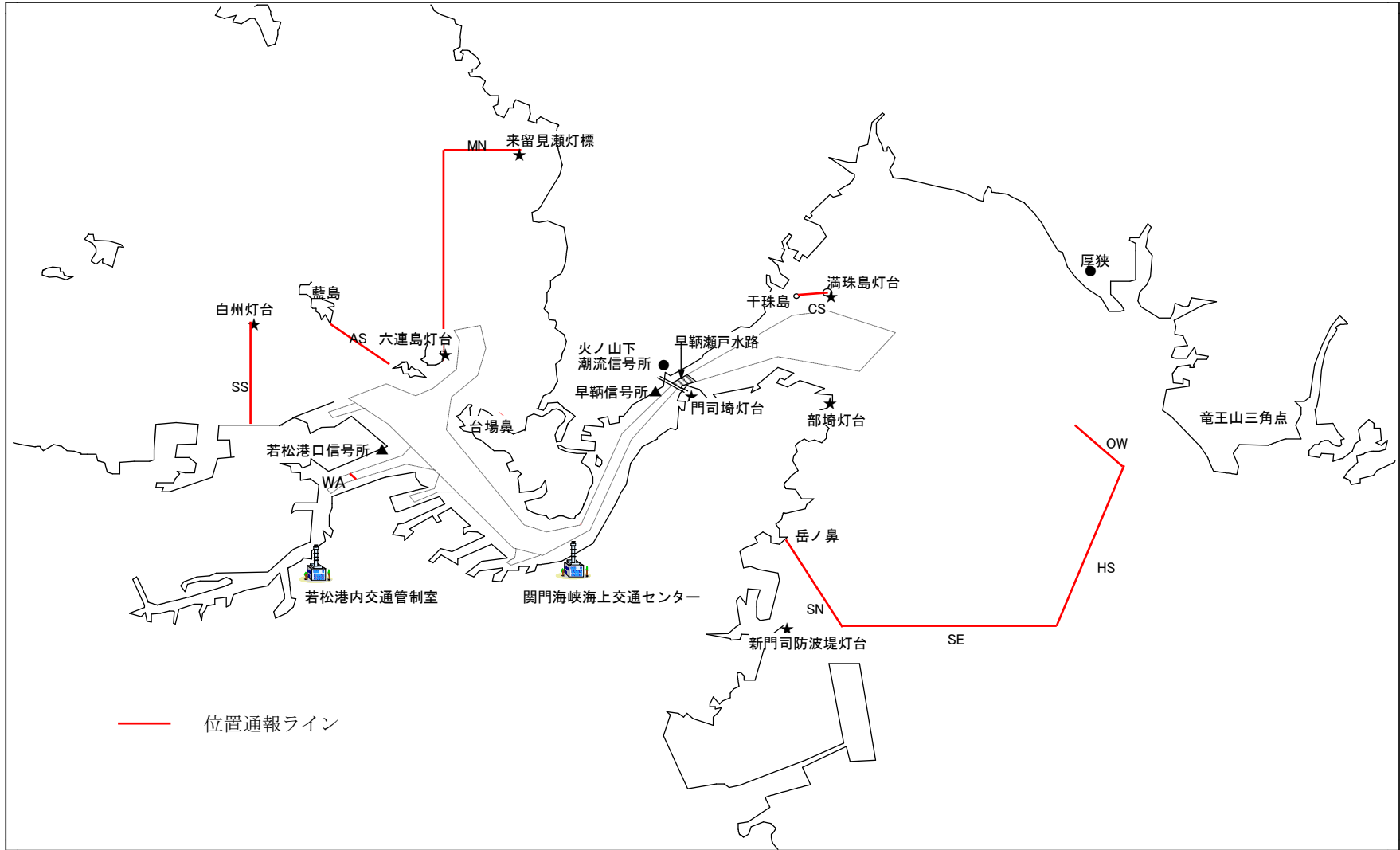
油送船同士

総トン数3千トン以上対総トン数3千トン以上

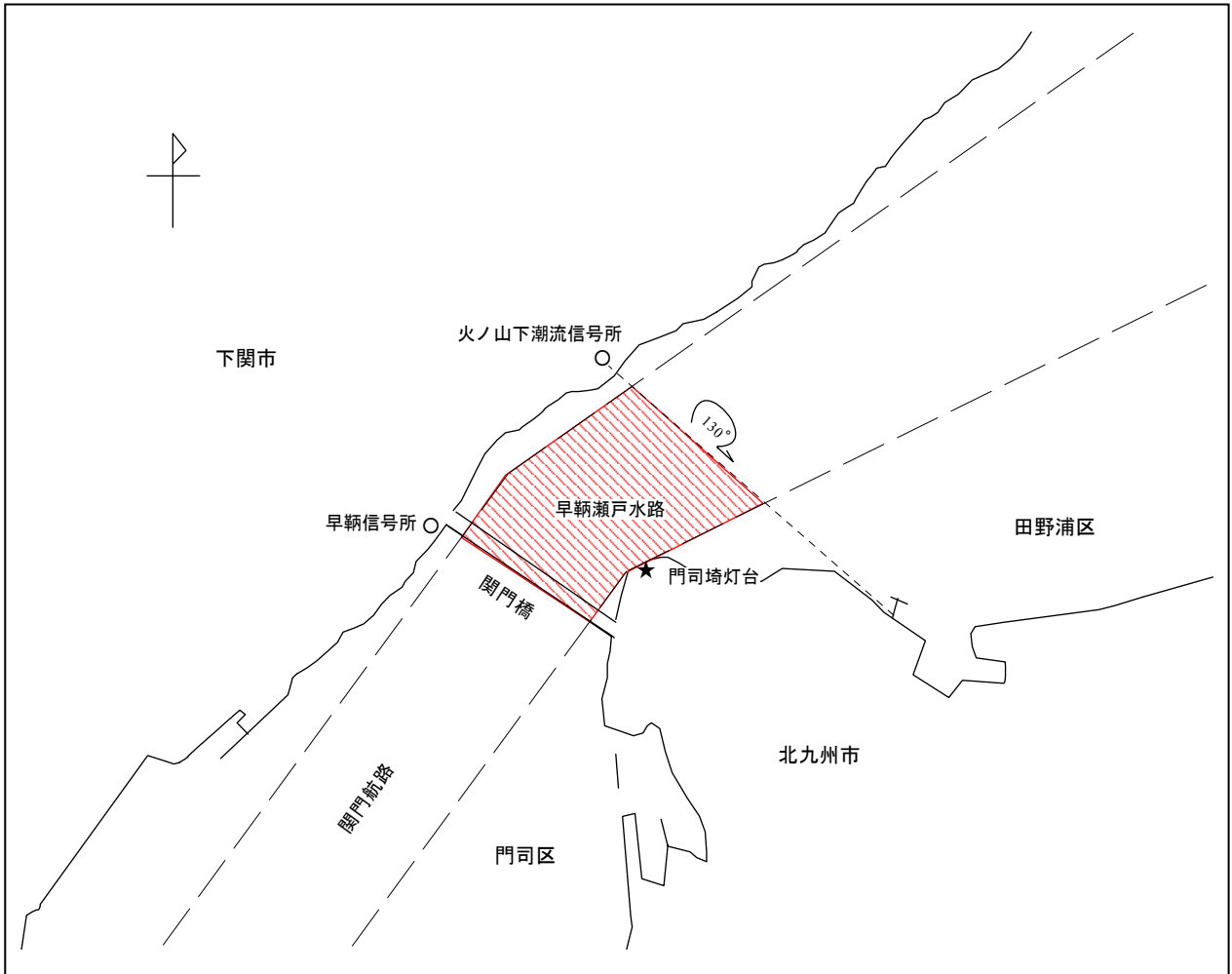
油送船以外の船舶対油送船

総トン数1万トン以上の油送船以外の船舶対総トン数3千トン以上の油送船

第 11 図 位置通報ライン



第12図



1. 六連島周辺海域における仮泊について(第13図参照)

関門港へ入港、若しくは関門港を通過しようとする喫水10m以上又は総トン数30,000トン以上の船舶で、水先人待ち、潮待ち等のため、六連島周辺海域において仮泊する場合は次の仮泊区域で仮泊すること。

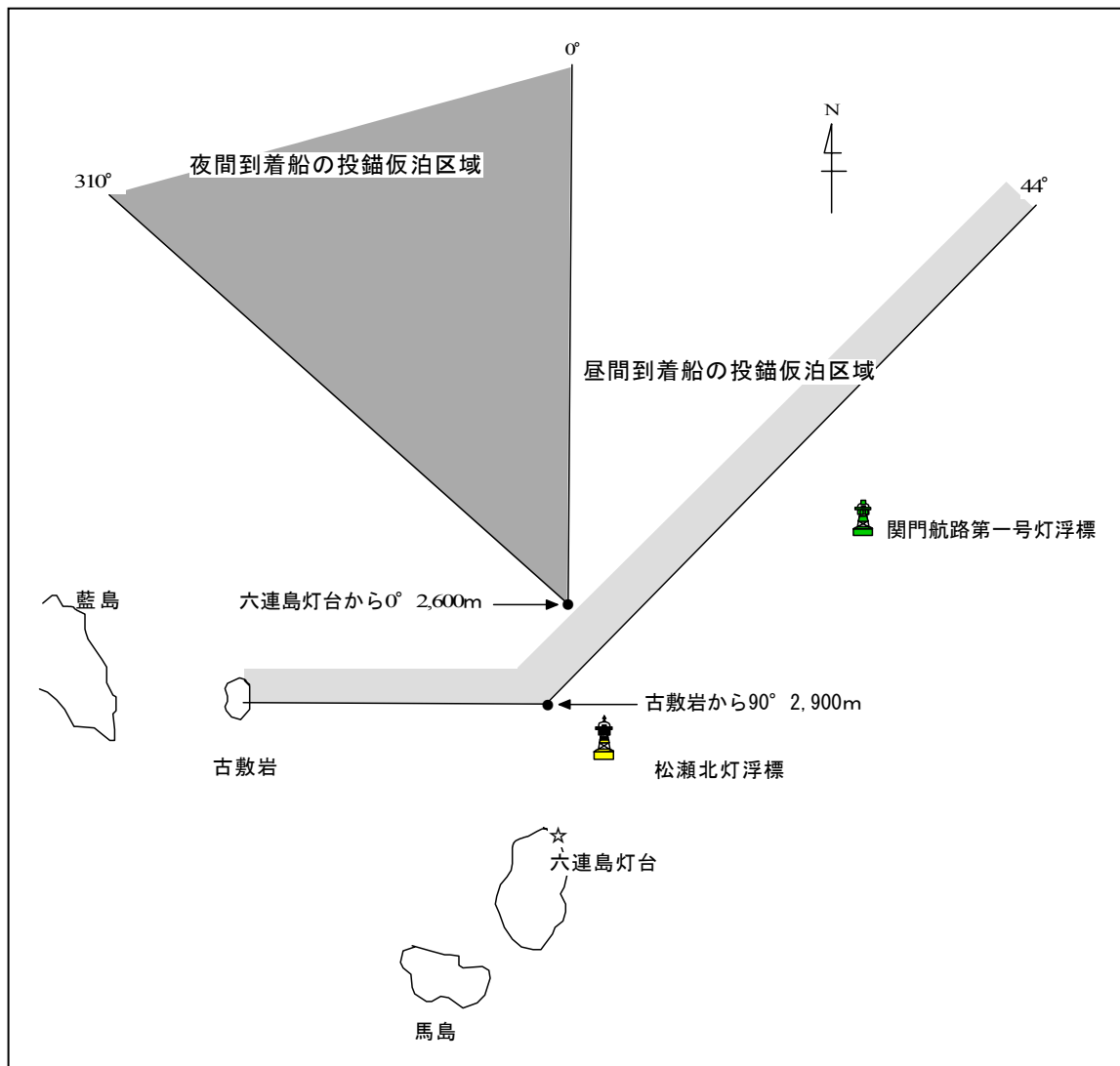
(1) 日出から日没までの間

古敷岩(北緯33度59分17秒、東経130度50分7秒)から90度に2,900mの地点まで引いた線、同地点から44度に引いた線以北の海域

(2) 日没から日出までの間

六連島灯台から0度に引いた線以西で、かつ、同灯台から0度2,600mの地点から310度に引いた線以北の海域

第13図



2. 関門港台場鼻付近海域における海難防止について(第14図参照)

- (1) 関門第二航路から関門航路又は関門航路から関門第二航路に入航しようとする船舶は、早期に減速するなどの適切な処置を図り、関門航路をこれに沿って航行している船舶の進路を確実に避けること。
- (2) 船舶は、台場鼻付近海域のうち特に関門航路第七号灯浮標から同第十号灯浮標にかけての海域において、他の船舶を追越さないこと。
- (3) 台場鼻付近海域に向かう船舶は、事前に関門海峡海上交通センター(以下「センター」という。)から航路航行船舶の情報を入手し、特殊な船舶と出会わないようにすること。やむを得ず出会う場合は、センターから情報を入手し、特殊な船舶の動静を把握したうえで、十分注意して航行すること。
- (4) 特殊な船舶は、事前にセンターに自船の動静についての情報を提供するとともに引き続き緊密な連絡をとり他の船舶の動静に十分注意すること。
更に警戒船を配備するなど嚴重な注意を払い航行すること。

特殊な船舶とは、水深と喫水の関係などから、一時的に航路の右側を航行できない喫水が制限されている大型船舶や、操縦性能が劣る曳航全長200mを超える曳航船舶等をいう。

第14図

